

Title	〔最高裁民訴事例研究二四九〕 病気による出頭不能を理由とする期日変更申請の不許可が違法ではない場合 (最高裁昭和二七年五月六日第三小法廷判決) 真否確定の訴の目的となり得ない書面の一事例 (最高裁昭和二七年一月二日第二小法廷判決)
Sub Title	
Author	河村, 好彦(Kawamura, Yoshihiko) 小池, 順一(Koike, Junichi) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.3 (1987. 3) ,p.102- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870328-0102

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判示したことに疑問がある。たしかに、Bの無権代理行為を有限代理行為と誤解・錯覚して、Yがその責任を認めたであらば、判旨のいう通り、追認にあたらないうべきであろう。しかし、その誤解ないし錯覚の認定がない以上、これらの事実をもって、Yは追認したとみても不足ではないように思われる。

そして、ほぼ同様な事案について、追認があったと認めた先行判例も存在する（大判昭和七年七月九日民集一一卷一六〇四頁、東京高判昭和九年二月二七日東高民報五卷一四三頁）。従って、この点について判旨の結論には疑問があると思われるのである。

黄 清溪

〔最高裁判事例研究 二四九〕

昭二七九（最高民集六巻五号四九〇頁）

病気による出頭不能を理由とする期日変更申請の不許可が違法ではない場合

前借金返還請求事件（昭和二七年五月六日第三小法廷判決）

Xは畳表および畳縁の卸売業を業とする者で、Yは畳縁の製造販売を業とする者である。昭和二年二月一〇日頃、XはYから畳縁等を買ひ受ける旨の契約を締結し、代金として二六万円を前渡ししたところがYは債務の一部を履行しただけで残部を履行しない。このためXは未履行部分についての契約を解除し、Yに対して前渡金一五万五〇二五円等の支払いを求めて本訴を提起した。

Yは適式に呼出しを受けながら一度も口頭弁論に出頭せず、また答弁書その他の準備書面も提出しなかった。第一審の岡山地方裁判所

玉島支部は、Xの主張を全面的に認め、原告勝訴の判決を下した。これに対しYは控訴状に、X主張の請求原因事実は事実と相違するとのみ記載して控訴した。

控訴審である広島高等裁判所岡山支部でもYは各口頭弁論に一度も出頭しなかったが、YまたはYの妻から病気のため出頭できない旨の書面が提出されており、特に最終口頭弁論期日については、Yは医師の診断書を添えて期日変更の申請をしている。

控訴審はYの期日変更の申立てを認めずに弁論を終結し、Xの主張を全面的に認めてYの控訴を棄却した。

これに対しYが、病床にあるにもかかわらず期日変更の申立てを認めなかったことを不服として上告したのが本件である。

最高裁は、「かかる場合においては期日の変更を許さず、弁論を開いても違法でないものと解するを相当とする。ただし本件においては、Yは第一審以来病気を理由に終始弁論に出頭しなかったためあ

るから、その理由の存続する限り、Yは、代理人を選任するとか、準備書面によって主張を明らかにするとかの方法を講ずべきであるのにこれを為さず、控訴審においてさらに同じ理由で期日の変更を求めたのであって、このような場合は、Yが期日に出頭する不定期の障害があると認められ、このために訴訟が見通しなく遅延することと許されないのみならず、前述のようにYは防禦の方法を講ずることができたのであるから、期日の変更を許さなかつたからといって、防禦権を制限したということとはできない。従つて原判決はこの点についてもなんら違法はなく、論旨はとるを得ない」とし、Yの上告を棄却した(全頁一致)。

判旨賛成

一、期日変更の可否に関しては法規および判例の変遷がある。まず昭和二五年改正前の民訴法は、旧民訴法一六九条が期日変更を常に当事者の合意のみにかからしめていたのを訴訟手続の迅速化のために改め、一五二条で、(1)最初の口頭弁論期日および準備手続における最初の期日は当事者の合意のみにより変更できるが、(2)続行期日は顯著な事由のある場合にのみ変更できる、とした。また、判例は本人の病気を理由として期日変更を申し立てる場合に顯著な事由があるということを確認するためには、医師の診断書が必要としていた⁽¹⁾。

昭和二五年には、継続審理方式の採用で準備手続が原則化されたことに基つて民訴法一五二条も改正され、現在の形となった。また従来の判例に即して民事訴訟の継続審理に関する規

則三条および四条で、当事者の精神または身体の疾病その他の事由による期日変更の申立てには医師の診断書その他の資料が必要とされる旨が規定された。本判決は、第一に、医師の診断書が提出されてもなおその他の事情によつて期日の変更が許されない場合があるのを認めたこと、第二に、期日変更申請者が第一審以来一度も口頭弁論に出頭していないという事実が期日変更を許さない要素として考慮されるのを認めたことに意義を有する。また、前述した継続審理規則三条、四条は継続審理規則が昭和三年に民事訴訟規則に吸収される際、なくなつたため、本判決は当事者の疾病に基づく期日変更に関する医師の診断書についての先例としての意味も取り戻したといえよう。

その後の判例としては、一五二条四項の「已ムコトヲ得サル事由」の解釈につき、最判昭和二八年五月二十九日⁽⁴⁾は、口頭弁論期日変更申立書に当該期日の十数日前脳溢血症を發し、三ヶ月間の絶対安静を必要とする旨の診断書が添付されているにとどまり、その他の事情(例えば訴訟代理人を選任することができないか等)を明らかにするなんらの資料もないときは、「已ムコトヲ得サル事由」にあたらな⁽⁵⁾とした。また、五項の「顯著ナル事由」の解釈につき、最判昭和四〇年一月二日⁽⁵⁾は、期日変更申請書に、感冒のため三、四日の安静加療を要する旨の診断書が添付されているだけでは、「顯著ナル事由」にあたらないとする。当事者の疾病による期日変更申請に関する現在の判例の傾向は、顯著なる事由の有無については、当事者の急病によつて

出頭できないということが疎明された場合にはこれを認めるのに対し、已むことを得ざる事由の有無については、単に急病とすることだけでは足りず、代理人の選任あるいは準備書面の提出等の余裕がなかったということ等のその他の事情が疎明されてはじめて、これを認めていると解される。

二、本判決で問題となる点は、まず、本件は民訴法改正前の事件であったため「顯著ナル事由」の有無の判断を行なっているが、これを現在にひき直してみた場合には一五二条の四項を適用すべきなのか、五項を適用すべきなのかということである。

現行の民訴法一五二条においては、①準備手続を経ない口頭弁論における最初の期日および準備手続の最初の期日は顯著な事由があるか、あるいは当事者間に合意があればそれだけで期日変更が許される(一五二条五項)のに対し、②準備手続を経ない口頭弁論の続行期日および準備手続の続行期日には顯著な事由が(一五二条五項の反対解釈)、また③準備手続を経た口頭弁論期日には已むことを得ない事由が(一五二条四項)、それぞれ期日変更の要件として必要とされている。そしてここで顯著な事由とは、その期日に出席が不可能な場合に限らず、弁論や証拠提出の準備が間に合わない正当な事由のある場合も含むとされ、民訴規則一四条がこの解釈基準を示すとされるのに対し、已むことを得ない事由とは、顯著な事由よりもやや狭い概念で、継続審理を犠牲にしてまで期日を変更しなければならぬ程の重大な事由をさす、とされるのが学説上一般的である。⁽⁶⁾この区別

からすると本件は準備手続を経ない口頭弁論の続行期日であるから五項の問題となり、顯著な事由の有無を問題とすべきことになるはずである。

しかし、そもそも一五二条の立法趣旨は口頭弁論で当事者に充分な弁論の機会を与えようとする要請と、継続審理および訴訟遅延防止という要請の調和をはかろうとするものである。例えば準備手続を経ない口頭弁論の続行期日の変更が顯著な事由によって制限されるのは、予め当事者の都合を聞いたうえで指定されるのが通常の期日である以上、当事者に一応の弁論の機会の保障はあるが未だ争点や証拠の整理が完了していない場合があると考えられるからである。これに対して準備手続を経た口頭弁論期日の変更が已むことを得ない事由によって制限されるのは、これらの期日においては既に争点や証拠の整理が完了しているのが通常であるため、継続審理の必要が高いからである。この点から控訴審における口頭弁論期日についてみるに、控訴審の手続は第一審手続を前提としているから、たとえ準備手続を経ていなくても一応の争点や証拠の整理はできていると考えられる。とすれば、控訴審における期日の変更は、最初の期日について当事者の合意によりこれを申し立てる場合とはともかく、その他の場合には五項よりもむしろ利益状況の同じ四項によるのが適当と考える。そして本件判決もYの主張を退ける理由として、代理人を選任するとか準備書面によって主張を明らかにすべきだったのにこれをしなかったことを挙げて、

かなりきびしい判断を下している。これは実質的には現行民法一五二条四項の已むことを得ない事由と同じレベルの判断をしたとみることができる。とすれば、本判決も私見と同様の考え方をとっていたといえるのではなからうか。

三、次に判旨は、①Yは一審以来病気を理由として終始弁論に出頭しなかったこと、②代理人を選任すると準備書面によって主張を明らかにするとかの方法を講ずべきであったのにこれをしなかったこと、③控訴審において、さらに同じ理由で期日の変更を求めたこと、の三つを理由づけとして挙げている。この理由づけをそれぞれ別個独立のものとして考えたとすると若干の問題が生じるのは、代理人を選任すべきであったのにしなかったという点である。これを独立の理由づけとして認めてしまふと、病気になるた当事者はいかなる場合にも代理人を選任することが事実上強制される結果となってしまう。わが民法は本人訴訟をたてまえとしている以上、この結果は不当なものと考えられるし、これを実質的にみても、例えば事件の事実が複雑で本人にしか詳しくはわからないため、代理人に事件を委任したのでは当事者の意図が真に伝わらないような訴訟においてまでも代理人の選任を強制することは、当事者の利益を害する。したがって、「代理人を選任すべきであったのにしなかった」という理由づけは単独で考えられるべきものではない。前述したように、期日変更の可否は当事者の弁論の機会の確保の要請と継続審理および訴訟遅延防止の要請の二つの相反する要

請の調和により適正な裁判を行なうことを目的として定めらるべきものである。とすれば、そこで前提とされている当事者とは熱心に訴訟追行を行なう当事者であるはずで、熱心に訴訟追行を行なう気のない当事者が徒に訴訟のひきのばしをはかるために期日の変更を申し立てることは許されない。判旨は、この当事者の訴訟追行の熱心さを知るための手がかりとしてこれらの理由を総合的に考慮したとみるべきであらう。

四、最後に、このような期日変更の申立ての却下に対する不服申立て方法が問題となる。

本件の上告理由は、Yが病気のため真に出頭不能で立証もできないから期日変更を申請したのに、裁判所がこれを容れず一方的に相手方の立証だけでY敗訴の判決を下したのは不当ということで、明確には述べていないが、これは法令違背(三九四条)か、あるいはいわゆる審理不尽を根拠としたものと思われる。これについては兼子博士の反対がある。博士は「期日の変更は当該審級の裁判長又は裁判所の訴訟指揮上の裁量事項で、之が申立却下に対しては当事者は不服の申立を為し得ぬものと言わべく、従って又上級審の判断に服すべき事項ではなく(民訴三三二条参照)、上級審に於て原審に期日の変更を命じ得べき筋合ではない」とされたうえで、期日の変更を許さなかったという点と当事者が現実にはその期日に自己の責に帰し得ない事由のために出頭できずに攻撃防禦の機会が与えられなかったという点は厳格に区別すべきであるとされる。そして、当事者

またはその代理人がその責に帰し得ない事由によって弁論終結期日に出頭できなかった場合には、訴訟追行の不能として訴訟手続の中断の趣旨を類推し、当該期日においては弁論を終結できず、したがってそれに反する判決に対しては中断中の弁論に基づき判決同様、絶対的上告理由（三九五条一項四号）および再審事由（四二〇条一項三号）となるとされる。この見解に対しては三九五条一項四号や四二〇条一項三号を準用することは解釈論としては無理であり、現行法の解釈としては、控訴審では一三九条の適用をゆるやかに考えるが、上告審では判決に影響を及ぼす法令違背となる場合にしか上告を認めるべきではないとの批判がある。

思うに、口頭弁論期日を定めるということは、当事者の口頭弁論における主張の場を形成するものであり、この意味で、当事者の手続保障を確保する前提として重要な意味を有する。すなわち、本来認められるべき期日変更の申立てが却下された結果、当事者が弁論終結期日に出席できなかった場合には、当事者はその責に帰すべからざる事由により不利益を強いられることになってしまう。この利益状況はまさに代理権欠缺の場合と同様である以上、このような場合には代理権欠缺を理由とする上告および再審を認めてよいと考える。この点で兼子博士の見解に賛成したい。

また、さらにふみ込んで考えるに、ほとんどの学説は、期日の指定は訴訟指揮の裁判であるから、不服申立てはできないと

しているが、はたしてこの点に問題はないであろうか。たしかに、旧民訴法一七一条四項は不服申立てを禁止していたし、そして現行民訴法は旧民訴法に比べてさらに期日に関する裁判所の権限を強化したから、少なくとも現行民訴法も不服申立てに関する旧民訴法の立場を維持していると考えられること、比較法的にみても、ドイツ民訴法二二七条二項も不服申立てを否定すること等からみて、解釈論としてはこれに対する不服申立て、すなわち抗告を認めることはかなり困難とも思われる。しかし、本来適法な期日変更の申立てが却下された場合にも、そのこと自体については何の不服も申し立てられないとすると、一五二条四項、五項は単なる裁判所の職務準則を定めたものに過ぎなくなる結果、当事者が自己の述べたいことを尽くせなくなってしまうという危険があると思われる。前述したように期日の指定は当事者の手続保障の前提となる重要なものである以上、適正な期日の指定を受けるということを当事者の権利として把握し、違法な期日の指定については抗告の途を認めるべきではないかとも考えられる。このような考え方に対しては、当然、訴訟の遅延を招くとの反論が考えられるが、それは権利濫用等によって処理すべき問題で、このことを理由として本来保障すべき適正な期日指定の権利をないがしろにすることは本末顛倒なのではないだろうか。この点は疑問の提示ということにとどめたいが、少なくとも立法論としては期日の原状回復等の措置がとられるべきであると考えられる。

本件については、菊井維大「新堂幸司（後掲注2）、野間繁（民商法雜誌三五卷三二四頁）、青山義武（判例タイムス二二四号四頁）各氏の評釈がある。

- (1) この頃の判例としては、大判昭和九年三月九日民集一三卷二四九頁、最判昭和四年八月二日民集三卷九号三二二頁等がある。
- (2) 菊井維大「新堂幸司」本件判批「判例民事法昭和二七年度二三六頁参照。
- (3) 菊井「新堂・前掲（注2）」一三六頁。
- (4) 民集七卷五号六二三頁。
- (5) 裁判所時報四三九号三頁。
- (6) 兼子一「新修民事訴訟法体系（増訂版）二二〇頁、新堂幸司『民事訴訟法（第一版）』二六二―二三頁、中野「松浦」鈴木編『民事訴訟法講義（補訂版）』二二六―二七頁（鈴木重勝）等。
- (7) 兼子一「判批」判例民事法昭和九年度六六頁、同判「批判」例民事法昭和一九年度二六六頁、同「判批」判例民事法昭和一九年度二二〇頁、同・前掲（注6）二二〇頁。

河村 好彦

昭二七二〇（最高民集六卷一）

真否確定の訴の目的となり得ない書面の一事例

文書偽造確定請求事件（昭和二十七年二月二日第二小法廷判決）
昭和十八年七月二日、原告Xの夫である訴外Aが死亡したが、Aはあらかじめ遺言執行者として訴外Dを指定していた。Dは同年一月三〇日附で、Aの弟訴外Bと被告Y₂との間の二男訴外Cを、A

の家督相続人に指定する旨の届出をし、更に、同日被告Y₂とその実父訴外EはBの名義でCの家督相続届をした。Xは、Bは当時比島におり、遺言執行者Dのした右指定の届出と同日にCの家督相続届を久代村長に送付することは不可能であり、前記家督相続届はY₂の偽造によることが明らかであるとして、Y₂、C、E、外二名を相手方として、家督相続届の書面が偽造であることの確認を求め訴を提起した（別訴）。この別訴において、Y₂は、DのB宛に出して返送されてきた封筒及び手紙を乙第十号証の一、二として提出し、B名義のC家督相続届は比島にあったB本人が作成し、捺印したものをY₂に、ついでDに郵送してきた文書にもつづいたものであるという主張の証拠としようとした。そこで、Xは、B作成名義のC家督相続届が真正に作成されたものであるかどうかという点について重大な利害関係をもつものであるので、右作成者Bが比島に不在であったことを証する本件文書、すなわち、封書に添付されている「受取人不在ニ付差出人ニ返送ス広島県」という付箋が偽造であることの確認を求めて、広島県知事（Y₁、被控訴人、被告A）、Y₂を相手方として本訴を提起した。第一審、第二審X敗訴。Xは、本件文書は公権力を有する公共団体たる広島県が取扱ったこと、そして広島県作成名義の公文書を添付してある法律関係を証する文書であると主張して上告した。

これに対し、最高裁は次のように答えた。「民訴二二五条に定めた証書の真否確定の訴の目的となり得る証書とは、その証書の記載内容からして一定の法律関係の存否が証明される文書でなければならぬ。しかるに所論文書は『受取人不在ニ付差出人ニ返戻ス広島県』と記載されている文書に過ぎないことは原判決の確定するところであるから、たとえ、右書面を、その添付せられてある封筒の記載と総合しても、所論文書を以て、民訴二二五条にいわゆる『証

書』とすることはできない。——棄却

判旨賛成。

一、本判決は、真否確定の訴の目的となり得る書面につき、最高裁として初めて真接判示したものであり、そこで述べられた「その証書の記載内容からして一定の法律関係の存否が証明される文書でなければならぬ」との見解は、本件付箋の部分を除いた封書の偽造であることの確認を求める別件訴訟においても確認されている。⁽¹⁾

民訴法二二五条は、権利または法律関係の存否の確認の訴が認められることは当然であるとの前提にたち、その例外として、本来は事実の確定に属する証書真否の確認の訴を許したものとわれている。すなわち、証書の真否が確認されれば当事者間ではその書面の真否が争えないこととなり、その結果、証書の内容である権利・法律関係についての紛争をも効果的に解決される⁽²⁾ことが期待されるので、証書真否の確認を独立の訴として認めたのである。ただし、書面の真否が確定されても紛争自体が解決されない場合には、改めて訴を提起しなければならず、本条の訴を起こすことは二重の手数をかけることになる場合が多い⁽³⁾ためかあまり多くは利用されていないようである。ここで、書面の真否とは、書面が作成名義者によって作成されたかどうかという⁽⁴⁾ことで、書面に記載されている内容が実質的に客観的事実に合するかどうかという⁽⁴⁾ことではない。すべての書面が真

否確認の訴の対象となるのではなく、法律関係を証する書面の⁽⁵⁾みがこの訴の対象となる。法律関係を証する書面とは、「その内容から直接一定の権利関係の成立存否が証明されるもの」⁽⁶⁾、一般的には、定款・寄附行為・契約書等であるといわれている。必ず書面によってしなければならない法律行為についての書面であることは必要とされず、又、処分証書の場合が多いようであるがこれだけには限られない。⁽⁷⁾

二、真否確認の訴が認められた事例としては以下のものがある。出庫申込書につき、京都地裁昭和三〇年三月一九日判決は、被告Y（入庫寄託者）から被告Z（倉庫会社）あてに発行した出庫申込書には、YからZにあてた本件毛皮を原告Xに引渡された旨の意思表示の記載があるから、Xは本件毛皮の所有権を有するとともに、YがZに対して有する寄託契約上の権利を譲受けたものと主張する場合には、本件書面は法律関係を証する書面であり真否確認の訴は許される、と判示⁽⁸⁾し、土地売渡書につき、最高裁昭和四一年九月二日第一小判は、貸主甲、借主乙の貸金債務に対し売渡担保とする趣旨で、乙の所有土地を甲に売り渡し乙は甲からその代金として右貸金該当額を受け取った旨を記載した乙作成名義の土地売渡書と題する書面は、民訴法二二五条にいうところの法律関係を証する書面に該当する、と判示し、河川敷占用権の譲渡に関する株式会社取締役会議事録、契約書、知事に対する申請書につき、東京地裁昭和四二年九月九日民二部判は、いずれも公法上の権利である河川敷占用権の

権利移転に関する文書であつて、法律関係を証する文書に該当する、と判示している。

認められなかつた事例としては以下のものがある。委任状につき、東京地裁昭和二十七年五月二七日判決は、委任状の真否を確認してみても、それは原告が過去においてその主張の宅地分譲等の代理権を持っていたか否かに対する一つの有力な証拠方法を提供し得るだけで、現在の原告の権利又は法律上の地位に存する危険又は不安の解消には何の關係もないものといわなければならぬ、と判示し、土地分筆申請書につき、東京地裁昭和四四年一月二九日民一七部判は、「土地分筆申請書は、前記土地の分割關係即ち分割土地の部位範圍等を証明することに役立つ關係にあつても、それに綴付された実測図、地形図の通り当該土地が分割されその所有關係等が成立したことを証明するものとはいいがたく、また、その申請にかかる登記の有効無効を直接証明する文書でもないことも明らかである」と判示し、不動産登記簿謄本につき、東京高裁昭和五〇年五月二八日第五民部判は、「法律関係を証する書面」とは、その記載内容から一定の権利または法律關係の存否成否が直接に証明される書面をいうものと解すべきであるところ、登記簿謄本は、その記載内容が権利關係の存否等を認定する一助となり得るものによらず、その記載内容から権利または法律關係の存否成否が直接に証明されるという性質の書面ではないから、『法律関係を証する書面』には該らず、証書真否確認の対象となり得ない」と判

示している。その他、検事聴取書、貸借対照表、町議会解散請求者署名簿⁽¹⁶⁾についても証書真否確認の対象とはなり得ないものとしてゐる。

三、このように民訴法二二五条の「法律関係を証する書面」が書面の記載内容から直接一定の権利關係の存否が証明される文書を意味するものであることは、学説、判例とも一致して是認しており、この点については異論をみない。

そこで、本件につき検討すると、まず、権利關係・法律關係の存否が証明されるかにつき、Xは、明らかに法律關係を証明する文書であると主張しているが、本件で問題となっている「受取人不在ニ付差出人ニ返送ス広島県」という文書、これが真正であると判明したとしても、過去において手紙が返送されたという事実が確定されるだけであり、何らかの法律的地位が導き出されるとは思えない。すなわち、本件文書は単に過去の事実の報告を証明する書面にすぎないと考えられる⁽¹⁷⁾。

次に、直接性につき、Xは、別訴で封筒と書簡、そして本件でこの封筒に添付された付箋の偽造確認を求めているわけであるが、これらの文書、本件に關していへば「受取人不在ニ付差出人ニ返送ス広島県」と書かれた付箋であるが、その真否が判明したとして、争いとなっている家督相続届が偽造であつたか否かにつき直接寄与するところがあるであらうか。Xは、B作成名義のC家督相続届が真正に作成されたものであるかどうかというところに重大な利害關係をもつものであるので、右作成者

Bが比島に不在であったことを証する本件文書の偽造なることの確認を求める為本訴請求に及んだと述べているが、XがC家督相続届が真正か否かにつき利害関係を有するとしても、本件文書と家督相続届とが直接関係を有するであろうか。Xは、別訴の家督相続届の偽造確認の訴において、Yから証拠として提出された本件文書の証拠価値を否定する為本訴に及んだと思われるが、仮に本件文書が真正ではないと認定されても、そのことによつて家督相続届をめぐる争いに何らかの決着がつくとは思われない。

すなわち、本件においては、本件文書は直接に一定の現在の法律関係の成立存否を証明しうる書面であるということではできない。民法法二二五条の制度目的は、当該証書の真否を確認することによつて、その書面により証明される権利関係の成立に關する紛争を防止または効果的に解決することにあつたはずである。ならば、そのような制度目的からしても本件文書はその対象とはならないであらう。

要するに、本件の「受取人不在ニ付差出人ニ返送スル比島県」なる文書は、その記載内容から直接に一定の権利関係の存否が証明される書面とはいえず、民法法二二五条の「法律関係を証する書面」には該当しないものである。

従つて、判旨の結論は妥当である。

付記 なお本件には、高島・民商法雑誌三六卷三号四五七頁、三月・判例民事法昭和二十一年度三四一頁、大場・判例タイムズ一七号

二五頁の評釈がある。

- (1) 最高裁判昭和二八・一〇・一五第一小判民集七卷一〇号一〇八三頁。
- (2) 斎藤編・注解民事訴訟法(4)七一頁。
- (3) 菊井〓村松・民事訴訟法II五二頁。
- (4) 最高裁判昭和二七・一一・二〇第一小判民集六卷二〇号一〇〇四頁。
- (5) 菊井〓村松・前掲五二頁。
- (6) 兼子・条解II二二九頁。
- (7) 兼子・前掲二二九頁。
- (8) 下級民集六卷三号五一五頁。
- (9) 判例時報四六四号二八頁。
- (10) 判例時報五〇三号五一頁。
- (11) 下級民集三卷六九〇頁。
- (12) 判例タイムズ三三四号二〇二頁。
- (13) 判例タイムズ三三九号一三八頁。
- (14) 東高昭和三四・一二・二六判例行政事件裁判例集一〇卷二号二六三三頁。
- (15) 東地昭和三七・四・三〇判例訟月報八卷五号八三二頁。
- (16) 最高裁判昭和三七・一二・二五第三小判民集一六卷二二号二四九〇頁。
- (17) 斎藤編・前掲七二頁。

小池 順一